

公衆衛生看護を語ろう

「保健師の活動を活動記録で見せる化しよう～わかりやすく、役に立つ記録～」

実践の場から 話題提供

大阪府茨木保健所 山本佳美

1 保健師長連絡会の取組み「大阪府保健所保健師の相談記録マニュアル」の改訂について

○情報開示の時代に入り、大阪府では、平成 17 年度に相談記録マニュアルを作成した。その後、感染症法やガイドライン策定等にあわせ改訂を行ってきた。平成 23 年の改訂が最後となり、電子記録のルール強化の必要性、様式及び供覧手順変更、情報開示手続きの時点修正等があり、今年度、保健師長連絡会として改訂作業を行っているところ。

2 最近の保健師の記録で課題と感じていること

- 新任期の割合が中堅期より多くなり、記録等を指導する中堅期保健師の負担が大きくなってきている。記録の質を向上することは、困難事例にも対応できる保健師を育成することにもなる。あきらめず根気よく効率的に指導していく必要あり。
- 課題としては、記録に時間がないと言いつつ長文の記録が多いこと、否定的表現にその根拠が記載されていなかったり、主語がはっきりしないことがあり。また、前任の記録をしっかりと読まずに訪問に行き「たたいている」事実を知らず発育発達中心に観察してくることもあった。自分以外の保健師や次長や所長等が見てもわかりやすい内容の記録、かつ読める字で書いてほしい。記録を書き始めるときは、情報を整理し、頭の中で組み立てを考えてから書いてほしい。
- 現場教育でも頑張るが、大学の教育でも記録の書き方については強化していただきたい。

3 虐待等での情報開示について

- 虐待、DV など事件につながる事例を支援する機会が増えてきた。保健師の記録の開示を、本人・家族、警察・裁判所から求められる事案が多くなってきている。
- 茨木保健所でも、2 年前に難病の子どもが衰弱死して現在裁判中。（裁判の主な経過説明）支援していたのは 3～4 年前になり、当時かかわっていた保健師は、ほとんどが退職している。そのような中、裁判のため弁護士等から当時の状況を確認されることあり。
- 警察や弁護士が来た時の対応について、また情報公開の流れについてなど知っておく必要あり。
- 茨木保健所では、12 月に弁護士を講師として研修会開催予定。

4 個人情報の紛失や流失について

- 所内のカルテ管理や外部への持ち出し等について徹底して管理していく必要あり。
- 保健所では鍵のかかる棚でカルテ管理している。外に持ち出すときは、上司 2 名の印鑑と帰所後の上司の印鑑が必要。個人情報に記載されている資料を郵便で送る際は書留にしている。
- 大阪府は、電子カルテが導入されておらず、電子で書いた記録は、その都度出力して上司の署名が必要となっている。ただ、出力後、毎回データ削除しているか、患者一覧表の取り扱いや、転出異動があった際の削除がきちりできているかなどルールができていないのが現状。
- 今年度のマニュアル改訂作業でそれらのルール等も決めていきたい。その後も、法改正やガイドライン策定等にあわせて改訂していく必要あり。
- 保健師活動の質の向上のために、記録の質の向上を目指していきたい。